

令和5年12月18日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会

委員長 関根 美保子

清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する提言

標記につきまして、清瀬市まちづくり基本条例第9条2号の規定に基づき、令和4年度の清瀬市まちづくり基本条例の運用状況を調査いたしましたので、その結果とそれに対する清瀬市まちづくり委員会の評価を付して下記のとおり提言いたします。

記

【今回の調査結果に対するまちづくり委員会の評価（意見）】

清瀬市第4次長期総合計画に掲げた5つの将来像の実現へ向けて、市民・地域と行政がパートナーシップを確立していくことが重要であると考えます。今後のまちづくりに市民が担う役割は大きく、附属機関の役割にも欠かせないものとなっております。

しかしながら、今般の調査で附属機関における市民との協働がやや形骸化しているのではないかという課題が明らかになりました。最も危惧されるのは市民が市政に参画する機会が限られており、附属機関の60%で公募委員が募集されていないことです。非公開の附属機関が多いこととも相俟って、市民との協働による施策実行が必ずしも十分ではないと考えます。

「清瀬市まちづくり基本条例」第1条に規定されているとおり地方自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりは重要であり、市民が持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として自覚と責任を持って、まちづくりという市政に積極的に参加できる機会を充実させることが必要と考えます。

本提言を参考に、【清瀬市まちづくり基本条例】について、今一度市全体で内容の再確認をし、附属機関においては適切に運営していただき、更なる市民と行政の協働が推進されることを期待いたします。

【令和4年度まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告に関する評価】

清瀬市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）が適切に運用されているか審議を行うため「まちづくり基本条例に関する運用状況調査」を実施しました。

この調査結果に対する評価は以下のとおりです。各項目に対する個別の評価については別紙資料「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をご参照ください。

1 附属機関の状況（条例第10条関係）

評価できる点

公募委員における女性委員の割合は50%以上となっており、まちづくり基本条例の基準である「公募委員は男女同数が原則」を満たしているといえる。

改善を要する点

- (1) 条例第10条の規定では公募委員を加えることは努力目標とされているものの、公募委員の参加がないものが60%以上である。指名委員に加え一般市民からの公募委員を参加させる意義について再確認し、附属機関の性質を考慮しながら公募委員が参加する附属機関を増やすことが望まれる。
- (2) 附属機関における公募委員の定数は、指名委員と比較すると少ないものが多く見受けられる。公募委員を有す附属機関の公募委員数の割合は50%未満であり、可能な限り公募委員数を増やす努力を求めたい。
- (3) 附属機関の委員長は男性が85%を占めている。基準はないものの、男女平等の観点から女性委員長の増加が望ましいと考える。
- (4) 条例第10条にて公開が原則であるにもかかわらず、非公開の附属機関の数が約40%ある。附属機関の性質を考慮しながら可能な限り公開するべきと考える。
- (5) 公開されているにもかかわらず事前の開催周知がなされていないものが多い（約20%）。市報及びホームページでの周知をすることが求められる。
- (6) 会議録を公表していない附属機関がある。非公開にしている理由の一つに条例で規定していないとあるが、条例第10条で公開を原則としているため、会議録の公表について規則等の規定がないものについては規則等の見直し、明確な理由がなく公表されていないものについては是正が求められる。

2 基本計画の市民参画について（条例第8条関係）

調査結果から、令和3年度から4年度にかけての計画だったため、調査の回答内容が昨年度と同様だった。

そのため、今回の評価は行わないこととした。

3 事業への市民参画（条例第4条関係）

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和4年度実施済み及び令和5年度実施予定）は11事業であった。

下記の市民活動団体などに対する市の支援20件を加えると、計31件である。

第4次清瀬市長期総合計画・実行計画の目標（※）を達成するには更なる努力が必要と思われる。

※「協働で提供されている行政サービスの数」における令和7年度の目標値は65件

4 市民活動への支援（条例第11条関係）

市民活動団体などに対する市の支援事業は20件であった。

市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、活動の実態を勘案しながら継続的な支援を求める。